

法務省保恩第28号  
平成元年2月6日

検事総殿  
検事総殿殿  
検事正長殿殿  
矯正管所長殿  
拘置所長殿  
刑務所長殿  
少女人補導院長殿  
地方更生保護委員会委員長殿  
保護観察所長殿

法務事務次官 岡村泰孝

### 恩赦の実施について（依命通達）

政府は、昭和天皇の崩御に際会し、大赦令及び復権令（以下「政令」という。）を2月13日付けをもって公布し、同月24日から施行するほか、特別の基準による特赦、特別減刑、刑の執行の免除及び特別復権を同月24日から行う予定であるところ、これらの政令及び特別恩赦基準は別添案のとおり決定される見込みであるので、下記の諸点に留意の上、その実施に支障を生じることのないよう、あらかじめ必要な準備をすることとされたい。

なお、政令案及び特別恩赦基準案に変更が生じた場合には、直ちに通知する。



おって、政令及び特別恩赦基準に基づく恩赦事務の取扱いについては、別途関係局長から通達されるので、申し添える。

## 記

- 1 基準日は、昭和天皇が崩御された昭和64年1月7日となるが、政令の施行の日（以下「施行日」という。）は、昭和天皇の大喪の礼が行われる平成元年2月24日となる。
- 2 大赦令案によれば、基準日の前日の午後12時までに第1条各号に掲げる罪を犯した者は、第2条に当たる場合を除き、すべてその罪について赦免されることとなる。
- 3 復権令案によれば、その対象となる罪を限定することなく、一定の要件を満たす者はすべて復権することとなるが、基準日と施行日が異なる上、基準日の延長に関する定めが置かれているので、該当者の特定、復権の時期の認定等に当たっては、特に留意を要する。
- 4 刑法第34条の2により刑の言渡し若しくは刑の免除の言渡しの効力を失った者又は同法第27条により刑の言渡しの効力を失った者については、赦免及び復権の余地はない。
- 5 檢察官、監獄の長及び保護観察所の長は、次に定めるところにより、それぞれその恩赦事務を処理するとともに、相互に緊密な連絡を取り、協力をするものとする。
  - (1) 大赦令に基づく事務について
    - ア 受刑者及び労役場留置者については、その刑務所（少年刑務所及び拘置所を含む。以下同じ。）の長
    - イ 保護観察に付されている者については、その保護観察をつかさどる保護観察所の長
    - ウ その他の者については、検察官

(2) 復権令に基づく事務について

検察官（原則として有罪の裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官）

(3) 特別恩赦基準に基づく事務について

○ 恩赦法施行規則（昭和22年司法省令第78号）第1条の2第1項及び第3条第1項に規定するところによる。

6 裁判書原本に恩赦事項を付記する者は検察官であるから、前記5により恩赦事務を処理した刑務所の長及び保護観察所の長は、速やかにその結果を有罪の裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官に通知する。

7 関係各庁においては、恩赦事務処理上必要な裁判書原本、訴訟記録、犯歴票、身分帳簿、保護観察事件記録その他の関係書類及び電子計算機に入力された犯歴等を速やかに整備する。

なお、裁判所からの裁判書原本及び訴訟記録の送付等に関しては、本省において別途最高裁判所事務総局の協力を求めるところとするが、各検察庁においても対応裁判所と密接に連絡を取り、十分な協力が得られるよう配慮する。

8 恩赦に関する各種報告については、別途関係局長から通達があるので、それによるものとする。

9 恩赦事務の処理に要する予算については、その額が決まり次第各庁に配布額を内示する予定である。

## 政令第 号

## 大赦令（案）

内閣は、恩赦法（昭和二十二年法律第二十号）第二条及び第三条の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条 昭和六十四年一月七日前に次に掲げる罪を犯した者は、赦免する。

一 食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第三十二条第一項第一号の罪（第三条第一項の規定に違反する行為に係るものに限る。）、第三十二条第一項第三号（これに相当する旧規定を含む。）の罪及び第三十三条の罪並びにこれらに関する第三十七条の罪

二 食糧緊急措置令（昭和二十一年勅令第八十六号）に違反する罪

三 物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）に違反する罪

四 地代家賃統制令（昭和二十一年勅令第四百四十三号）に違反する罪

五 外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）第十八条の二（これに相当する旧規定を含む。）の罪並びに外国人登録法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第七十五号）及び外国人登録法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第一百二号。以下「改正法」という。）による各改正前の外国人登録法第十八条第一項第八号の罪（改正法施行後に行われたとしたならば罪とならない行為に係るものに限る。）

六 未成年者喫煙禁止法（明治三十三年法律第三十三号）第三条の罪

七 鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）第三十四条の罪、第三十五条の罪、第三十七条の罪及び第四十条の罪

八 未成年者飲酒禁止法（大正十一年法律第二十号）に違反する罪

九 軽犯罪法（昭和二十三年法律第三十九号）に違反する罪

十 興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）第十条の罪及びこれに



関する第十一条の罪

十一 旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第十二条の罪

十二 公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）第十条の罪及びこれに関する第十一条の罪

十三 古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第三十二条の罪

十四 郵便物運送委託法（昭和二十四年法律第二百八十四号）第二十三条の罪及びこれに関する第二十四条の罪

十五 質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）第三十四条の罪

十六 狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第二十八条の罪

罪

十七 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和三十六年法律第百三号）第四条の罪

三十六年法律第百三号）第四条の罪

第二条 前条に掲げる罪に当たる行為が、同時に他の罪名に触れるとき、又は他の罪名に触れる行為の手段若しくは結果であるときは、赦免をしない。

#### 附 則

この政令は、平成元年二月二十四日から施行する。

5-1-6-1-4/1



政令第 号

復権令（案）

内閣は、恩赦法（昭和二十一年法律第二十号）第九条の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条 一個又は二個以上の裁判により罰金に処せられた者で、昭和六十四年一月七日（以下「基準日」という。）の前日までにその全部の執行を終わり又は執行の免除を得たものは、この政令の施行の日において、その罰金に処せられたため法令の定めるところにより喪失し又は停止されている資格を回復する。

2 基準日の前日までに一個又は二個以上の略式命令の送達、即決裁判の宣告又は有罪、無罪若しくは免訴の判決の宣告を受け、平成元年五月二十三日までにその裁判に係る罪の一部又は全部について罰金に処せられ

た者で、基準日から平成元年五月二十三日までにその全部の執行を終わり又は執行の免除を得たものは、基準日からこの政令の施行の日の前日までにその全部の執行を終わり又は執行の免除を得た場合にあってはこの政令の施行の日において、この政令の施行の日から平成元年五月二十三日までにその全部の執行を終わり又は執行の免除を得た場合にあってはその執行を終わり又は執行の免除を得た日の翌日において、それぞれその罰金に処せられたため法令の定めるところにより喪失し又は停止されている資格を回復する。ただし、他に罰金に処せられているときは、この限りでない。

第二条 一個又は二個以上の裁判により禁錮以上の刑に処せられた者で、その全部の刑の執行を終わり又は執行の免除を得た日から基準日の前日までに五年以上を経過したものは、この政令の施行の日において、その

禁錮以上の刑に処せられたため法令の定めるところにより喪失し又は停止されている資格を回復する。

第三条 一個又は二個以上の裁判により罰金及び禁錮以上の刑に処せられた者は、罰金については第一条の、禁錮以上の刑については前条の、いずれの要件にも該当する場合に限り、復権する。

#### 附 則

この政令は、平成元年二月二十四日から施行する。

1929年1月24日  
星期六

晴

此地的風景和上海的風景都有點像，真難形容。

這裏的風景和上海的風景都有點像，真難形容。這裏的風景和上海的風景都有點像，真難形容。這裏的風景和上海的風景都有點像，真難形容。

這裏的風景和上海的風景都有點像，真難形容。這裏的風景和上海的風景都有點像，真難形容。

7-19-1929

## 昭和天皇の崩御に際会して行う特別恩赦基準（案）

### （趣旨）

一 昭和天皇の崩御に際会し、内閣は、この基準により特赦、特別減刑、

刑の執行の免除及び特別復権を行うこととする。

### （対象）

二 この基準による特赦、特別減刑、刑の執行の免除又は特別復権は、昭

和六十四年一月七日（以下「基準日」という。）の前日までに有罪の裁判が確定している者に対して行う。ただし、第四項及び第五項においてそれぞれただし書をもつて定める場合は、その定めによるものとする。

### （出願又は上申の手続）

三 1 この基準による特赦、特別減刑、刑の執行の免除又は特別復権につ

いては、本人の出願を待つて行うものとし、本人は、平成元年二月二

十四日から同年五月二十三日までに刑務所・少年刑務所及び拘置所を含む。以下同じ。)若しくは保護観察所の長又は検察官に対して出願をし、刑務所若しくは保護観察所の長又は検察官は、同年八月二十三日までに中央更生保護審査会に対して上申をするものとする。ただし、前項ただし書に係る場合については、同日までに出願をし、同年十一月二十四日までに上申をできるものとする。

2 前号の定めは、この基準による特赦、特別減刑、刑の執行の免除又は特別復権について、刑務所若しくは保護観察所の長又は検察官の職権による上申を妨げるものではない。この場合の上申期限は、同号に定めるところによる。

#### （特赦の基準）

四 特赦は、基準日の前日までに刑に処せられた次に掲げる者のうち、犯

情、本人の性格、行状、犯罪後の状況、社会の感情等にかんがみ、特に赦免することが相当であると認められる者について行う。ただし、第7号及び第8号に掲げる者については、同日までに略式命令の送達、即決裁判の宣告又は有罪、無罪若しくは免訴の判決の宣告を受け、平成元年五月二十三日までにその裁判に係る罪について有罪の裁判が確定した者に対しても、特にこの基準による特赦を行うことができるものとする。

1 大赦令（平成元年政令第 号）第一条に掲げる罪を犯した者で、同令第二条により赦免を得ないもの。ただし、他の罪の罪質が軽微である場合に限る。

2 大赦令第一条に掲げる罪と他の罪との併合罪につき併合して一個の刑に処せられた者で、他の罪が同条に掲げる罪に付隨して犯され、その罪質が軽微であるもの

3 少年のとき犯した罪により刑に処せられ、基準日の前日までにその執行を終わり又は執行の免除を得た者

4 基準日において七十歳以上の者で、有期刑に処せられ、基準日の前日までに刑期の二分の一以上その執行を受けたもの

5 禁錮<sup>ニ</sup>以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行の免除を得た日から基準日の前日までに五年以上を経過した者のうち、その刑に処せられたことが現に公共的社會生活上の障害となつてゐる者

6 有期刑に処せられ、その執行を猶予され、基準日の前日までにその猶予の期間の二分の一以上を経過した者のうち、その刑に処せられたことが現に公共的社會生活上の障害となつてゐる者

7 有期刑に処せられた者（刑法（明治四十年法律第四十五号）の罪）過失犯を除く。）、同法以外の法律において短期一年以上の刑を定め

る罪又は薬物に係る罪により刑に処せられた者を除く。」のうち、社会のために貢献するところがあり、かつ、その刑に処せられたことが現に公共的社會生活上の障害となつてゐる者

8 罰金に処せられ、その執行を猶予された者又は基準日の前日までにその執行を終わり若しくは執行の免除を得た者のうち、その刑に処せられたことが現に社會生活上の障害となつてゐる者

（特別減刑の基準）

五 1 特別減刑は、基準日の前日までに懲役又は禁錮に処せられた次に掲げる者のうち、犯情、本人の性格、行状、犯罪後の状況、社会の感情等にかんがみ、特に減刑することが相当であると認められる者について行う。ただし、仮に掲げる者については、同日までに略式命令の送达、即決裁判の宣告又は有罪、無罪若しくは免訴の判決の宣告を受け

、平成元年五月二十三日までにその裁判に係る罪について有罪の裁判が確定した者に対しても、特にこの基準による減刑を行うことができるものとする。

（イ）少年のとき犯した罪により有期刑に処せられ、その執行を終わっていない者又は執行の免除を得ていない者（執行猶予中の者を除く。）で次に掲げるもの

（1）法定刑の短期が一年以上に当たる罪を犯した場合は、基準日の前日までに刑期の二分の一以上その執行を受けた者（不定期刑に処せられた者については、短期の二分の一以上その執行を受けた者）

（2）その他の場合は、基準日の前日までに刑期の三分の一以上その執行を受けた者（不定期刑に処せられた者については、短期の三



分の一以上その執行を受けた者)

(2) 少年のとき犯した罪により有期刑に処せられ、その執行を猶予され、基準日の前日までにその猶予の期間の三分の一以上を経過した者

(3) 基準日において七十歳以上の者のうち、刑の執行を終わっていない者又は執行の免除を得ていない者(執行猶予中の者を除く。)で次に掲げるもの

- (1) 有期刑に処せられ、基準日の前日までに刑期の三分の一以上の執行を受けた者
- (2) 無期刑に処せられ、基準日の前日までに十年以上その執行を受けた者

(4) 有期刑に処せられ、その執行を猶予され、基準日の前日までにそ

の猶予の期間の三分の一以上を経過した者のうち、その刑に処せられたことが現に公共的社會生活上の障害となつてゐる者

(五) 有期刑に処せられた者（刑法の罪（過失犯を除く。）、同法以外の法律において短期一年以上の刑を定める罪又は薬物に係る罪により刑に処せられた者を除く。）で、その執行を終わつていなもの又は執行の免除を得ていないもののうち、その刑に処せられたことが現に公共的社會生活上の障害となつてゐるもの

## 2 減刑は、次の例による。

(一) 無期懲役は、十五年の有期懲役とし、無期禁錮は、十五年の有期禁錮とする。

(二) 有期の懲役又は禁錮については、次の例により刑期を変更する。

(1) 基準日において七十歳以上の者の場合にあつては、刑期の三分

の一を超えない範囲で、その刑を減ずる。

(2) その他の者の場合にあつては、刑期の四分の一を超えない範囲

で、その刑を減ずる。

(3) 不定期刑については、短期及び長期について(2)の例による。

(4) 懲役又は禁錮について言い渡された執行猶予の期間は、その四分の一を超えない範囲で短縮する。

#### (一) 刑の執行の免除の基準

##### 六

刑の執行の免除は、基準日の前日までに懲役又は禁錮に処せられた次に掲げる者のうち、犯情、本人の性格、行状、犯罪後の状況、社会の感情等にかんがみ、特に刑の執行の免除をすることが相当であると認められる者について行う。

1 病氣その他の事由により基準日までに長期にわたりその刑の執行を

停止されている者で、なお長期にわたりその執行に耐えられないと認められるもの

2 基準日において七十歳以上の者で、仮出獄を許されてから基準日の前日までに二十年以上を経過したもの

七 特別復権は、基準日の前日までに、一個若しくは二個以上の裁判によ

り禁錮以上の刑に処せられ又は一個若しくは二個以上の裁判により罰金及び禁錮以上の刑に処せられて禁錮以上の刑につきその全部の執行を終わり又は執行の免除を得た次に掲げる者のうち、犯情、本人の性格、行状、犯罪後の状況、社会の感情等にかんがみ、特に復讐することが相当であると認められる者について行う。

1 禁錮以上の刑につきその全部の執行を終わり又は執行の免除を得た

日から基準日の前日までに三年以上を経過し、刑に処せられたことが現に社会生活上の障害となつてゐる者

2 社会のために貢献するところがあり、かつ、刑に処せられたことが現に公共的社會生活上の障害となつてゐる者

3 基準日において七十歳以上の者

（その他）

八 この基準に当たらない者であつても、特赦、特別減刑、刑の執行の免除又は特別復権を行うことが相当であると認められるものについては、常時恩赦の対象として考慮するものとする。

（実施の時期）

九 この基準による特赦、特別減刑、刑の執行の免除及び特別復権は、平成元年二月二十四日から行うものとする。

總計有二十二十萬石，每年可收稻米一百萬石。

此等之流言，諱聞其聲者，亦細也。故諱事歸之，半

卷之三

故其子曰：「吾父之子，其名也。」

又如《周易》之《乾》卦，其象曰：「天行健，君子以自強不息。」

11

卷之三

總數四百三十萬人，三十萬人，三十萬人。

其後又復有此之說。蓋當時人不知其所以然也。

131-61-31